

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	介護保険課

契約業者名・住所	株式会社 アイネス 営業本部・東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目38番11号
工事等の名称	介護保険賦課徴収システム業務委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	情報処理、帳票作成・出力、封入封緘等
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	18,980,068円
工事等の概要	介護保険賦課徴収に係る納入通知書、特別徴収開始通知書、督促状、還付命令書、納付済確認書、催告書、仮徴収決定通知書等の帳票作成・出力、封入封緘等に関する業務を委託する
随意契約の理由	<p>福祉業務の電算処理に係る業務を民間業者に委託するにあたっては、作業の正確性、作業に伴う個人情報、及び行政事務の機密等の保護が必要である。そのため、委託業者には相手方に通常要求される条件に加えて、高い信頼性が要求されるという特殊性があり、業者選定については総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大である。</p> <p>株式会社アイネスについては、上記の条件を満たすとともに、松戸市の税システムの構築、賃貸借、保守事業者であること、また、本業務の他、国民健康保険・障害福祉等のシステムにおいても導入実績があり、システム運用・業務を熟知していることから、本業務を履行させるのに最も適当な業者であるといえる。</p> <p>従って、本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の適用し、当該業者を相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。</p>